

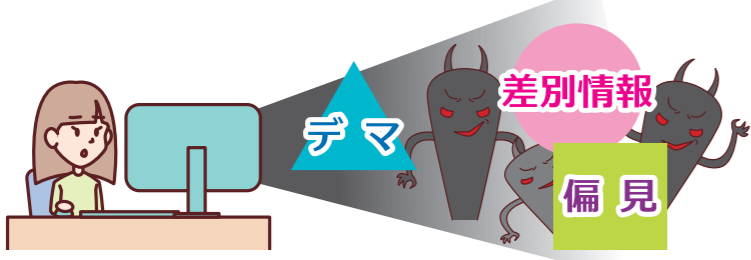


そうですね、それから、特にインターネット上では、そっとしておけばなくなるとは言えない部落差別の現実があります。

どんなことが起こっているの？



インターネット上では、被差別部落に対する偏見やデマ、差別情報が圧倒的な量で発信され、氾濫しています。また、鳥取市内の被差別部落の地名なども掲載されているネット版の「部落地名総鑑」が公開されています。部落差別を助長する許されない行為であり、ネット掲載禁止を求める訴えが行われています。



部落問題をよく知らない人がこういう情報から誤った知識や偏見を持って、それを更に広げていってしまうという現状があります。

そっとしておけば差別はなくなるとは言えないよね。



だから部落問題を正しく知ることが大切なんです。部落差別解消推進法の第5条では、**部落差別を解消するために、国は必要な教育及び啓発を行うこと、地方公共団体は必要な教育及び啓発を行うよう努めること**が定められています。

部落差別解消推進法には、その他にどんなことが書かれているの？



国や地方公共団体で、それぞれの役割にちがいはありますが、

- 部落差別に関する相談があったときに、しっかり対応できるような体制を整えておくこと
- 部落差別を解消するための施策を行うこと
- どの施策が必要になるか判断するため、国は地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に関する調査を行うことが書かれています。

僕たちに何ができるかな？



この法律は、国が部落差別のない社会を実現するという決意表明をしたものです。まずは、多くの人にこの法律を知ってもらうことで、部落差別を許さないという機運を高めていくことができるのではないのでしょうか。

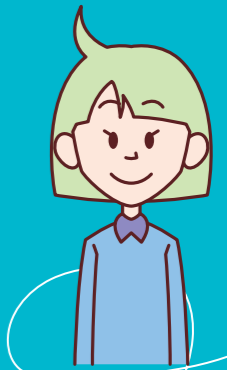


よしっ！
さっそくみんなに
知らせてこよう！！



相談窓口

- ◆鳥取県総務部人権局人権・同和対策課
tel : 0857-26-7677 mail : jinken@pref.tottori.lg.jp
- ◆鳥取市総務部人権政策監人権推進課
tel : 0857-20-3143 mail : jinken@city.tottori.lg.jp
- ◆鳥取市中央人権福祉センター
tel : 0857-24-8241 mail : jin-chuo@city.tottori.lg.jp
※相談は各地区人権福祉センターでも受け付けています。
- ◆(公財)鳥取市人権情報センター
tel : 0857-24-3125
mail : info@tottori-jinken-joho-center.or.jp



部落差別の解消をめざして

部落差別解消推進法が成立しました



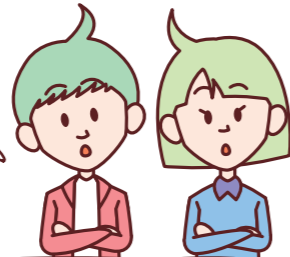
※法律文は法務省のホームページ
(http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html)から
ご覧ください。

鳥取市・(公財)鳥取市人権情報センター

2018(平成30)年3月

?! 教えて! 部落差別解消推進法

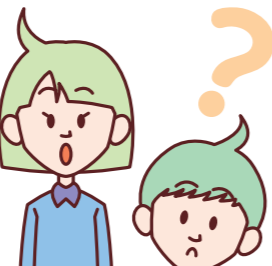
部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)ってどんな法律?



法律の名前にもある通り、部落差別の解消をめざして作られた法律です。2016(平成28)年12月16日に施行されました。



法律の名前に初めて「部落差別」という言葉が入ったんですよ。



へーっ! そうなんだ!

でも、今でも部落差別ってあるのかなあ?



2015(平成27)年度に行われた「同和(部落)問題等的人権問題に関する意識調査(鳥取市人権意識調査)」によると、鳥取市民の13.8%の人が部落差別に関する言動を見聞きしています。



鳥取市民の8人に1人ぐらい…。実際に見聞きした人がそんなにいるのか…。具体的にはどんな差別が起こっているの?



2016年3月 K会館の男子トイレ個室に差別落書き
2016年5月 倉吉市役所への同和地区の問い合わせ
2016年6月 A社社員差別発言事件 など



2016年度に鳥取県で起きた差別事象の一部です。全国でもさまざまな差別事象が起きています。

やっぱり部落差別って私たちの身近にもあるんだよね。だからこそこの法律ができたんだね。

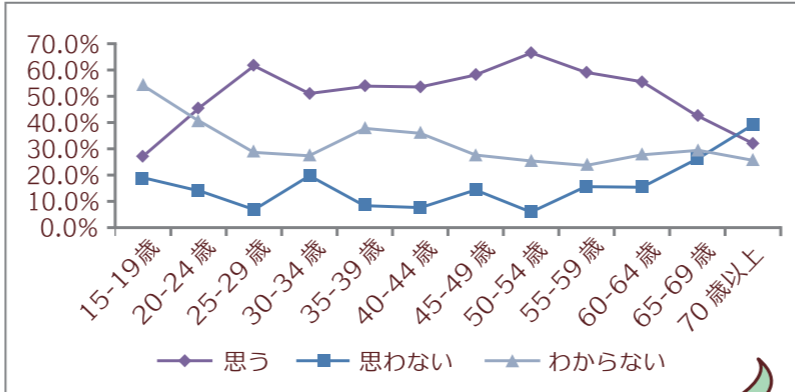


なるほど! そうなのか!!

でも、年代によって部落差別についての考え方は違うようですね。



現在でも部落差別は存在していると思いますか?



《鳥取市人権意識調査(2015年度)より》

若い世代に、部落差別が存在するか「わからない」、高齢の世代に、存在するとは「思わない」という人が多くなっているね。



◆現在も部落差別が存在する。
◆部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。



部落差別解消推進法の第1条の目的には、こんなことが書かれています。

「部落差別が存在する」ということ、「部落差別をなくする」ということがしっかり明記されているんだね。



この法律を読んでもらえれば、部落差別をみんなでなくしていかなければいけないことがわかってもらえるんじゃないかな。



でも、部落差別があるとわかっていても、そっとしておけばなくなると考えている人も多いんじゃないかな。



そうですね、鳥取市人権意識調査でも「このままそっとしておけば、自然になくと思う」と答えている人が23.5%いました。



この考え方って、今まさに差別を受けている人達に対して、差別がなくなるまで我慢しておけばいいって言っているのと同じことなんじゃないかな。

